

意見書

平成23年7月27日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長様

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

意見 監視部門は、接続関連情報を取り扱うことができるのでしょうか？できないとすると、十分な監視ができないと思います。一方、できるとすると、監視部門については、他の部門との分離が不徹底であることから、接続関連情報の流出のおそれ大きいと思います。したがって、私の意見としては、監視部門も接続関連情報を取り扱うことができるとした上、監視部門についても専門部門の設置、兼職の禁止、守秘義務等を規定すべきだと思います。